

改正概要説明書	
国名： フィンランド	法令名： 特許法
改正情報： 2013 年 9 月 1 日施行	
改正概要：	
<p>1. 英語による特許出願に関する改正</p> <p>フィンランド特許庁に対して、英語による特許出願・国際出願を行うことができるようになった(第 8 条, 第 31 条)。ただし、明細書、クレーム及び要約書を英語で記載した場合には、出願人は、第 22 条の規定により出願の内容が公開されるまでに、クレーム及び要約書についてのフィンランド語又はスウェーデン語による翻訳文を提出しなければならない(第 8 条)。英語による出願については、局通知を英語によるものとするよう請求することができる(第 8d 条)。</p> <p>なお、特許付与後の異議申立、特許庁の処分に関する行政訴訟又は特許権に基づく侵害訴訟若しくは刑事訴訟においては、英語による特許出願により登録された特許について、特許庁又は裁判所からフィンランド語又はスウェーデン語による明細書の翻訳文の提出が求められることになる(第 24 条, 第 27a 条, 第 65b 条, 第 66s 条, 第 70p 条)。</p>	
<p>2. 裁判所に関する改正</p> <p>特許権に関する民事事件及び行政事件についての訴訟(ライセンスの強制的設定に関する審理を含む)が、市場裁判所(Markkinaoikeus)の管轄となり、関連する規定が改正されている(第 27 条, 第 50 条, 第 65 条, 第 72 条)。特許権に関する刑事事件についての訴訟はヘルシンキ地方裁判所が第一審となる(第 66 条)。</p>	
<p>3. 医薬品に関する補充的保護証明書の保護期間の延長に関する改正</p> <p>医薬品に関する補充的保護証明書の保護期間の延長の手続が規定された(第 70b 条, 第 70c 条, 第 70e 条)。</p>	
改正内容：	
<p>・ 第 7 条</p> <p>「特許出願は、特許当局に対して、又は第 3 章に関しては、外国の特許当局若しくは国際機関に対して、書面で提出しなければならない。特許当局は、提出された特許出願を記録する。」が追加された。</p>	
<p>・ 第 7a 条</p> <p>特許当局における特許出願記録内容に関する新設条文である。</p>	
<p>・ 第 8 条</p> <p>第 1 段落が廃止された。</p> <p>明細書、要約書及びクレームの作成言語としてフィンランド語、スウェーデン語に英語が追加された。また、2 以上の言語による作成が明確化された。</p> <p>「出願人が外国人である場合は、説明はフィンランド語で作成し、要約及びクレームはフィンランド語及びスウェーデン語で作成しなければならない。ただし、すべての出願人は、</p>	

説明、要約及びクレームを前記両言語で作成することができる。」が、「クレーム及び要約書が英語のみによって作成されている場合には、出願人は、第 22 条に基づいて出願が公衆にとって利用できるようにされるまでに、クレーム及び要約書についてのフィンランド語又はスウェーデン語による翻訳文を提出しなければならない。必要な場合には、特許当局は、クレーム及び要約書が上記の何れかの言語に翻訳されるようにしなければならない。」に変更された。

・ **第 8d 条**

英語による特許出願に関する新設条文である。

・ **第 21 条**

英語による特許出願に関する条文が追加された。

・ **第 24 条**

異議申立人の手数料納付が明確化された。

明細書が英語で作成されていた場合の異議申立に関して明確化された。

・ **第 26 条**

「当該審判請求は、異議申立人が請求を取り下げた場合でも、特段の事情が存在するときは、これを審査することができる。」が削除された。

・ **第 27 条**

2013 年 9 月 1 日から知的財産権関連の訴訟は、市場裁判所 (Market Court) で扱われることになり、これに伴う改正である。

・ **第 27a 条**

英語で作成された特許出願の行政訴訟に関する新設条文である。

・ **第 27 b 条**

英語で作成された特許出願に関する新設条文である。

・ **第 31 条**

国際出願書類の言語に英語が追加された。

・ **第 50 条**

市場裁判所の管轄権に関する条文が追加された。

・ **第 57b 条**

「事件処理に関するその他の点については、訴訟手続法第 8 章の規定が適用される。」が削除された。

「強制執行法 (法律 37/1895) 第 7 章第 16 条」が、「強制執行法第 8 章第 2 条」に変更された。

「訴訟手続法第 7 章第 7 条の規定は、担保提供免除の可能性に適用する。」が追加された。

・第 60 条

英語で作成された特許出願に関する条文が追加された。

・第 61 条

第 2 段落が廃止された。

・第 63 条

第 3 段落が廃止された。

・第 64 条

廃止された。

・第 65 条

2013 年 9 月 1 日から知的財産権関連の訴訟は、市場裁判所 (Market Court) で扱われることになり、これに伴う改正である。

・第 65b 条

フィンランド語又はスウェーデン語以外で作成された特許出願に関する新設条文である。

・第 65c 条

英語で作成された特許出願に関する新設条文である。

・第 66 条

ヘルシンキ地方裁判所の管轄権に関する新設条文である。

・第 66a 条

フィンランド語又はスウェーデン語以外で作成された特許出願に関する新設条文である。

・第 66b 条

市場裁判所に関する新設条文である。

・第 66c 条

旧法第 66 条に対応する条文である。

ヘルシンキ地方裁判所における専門委員に関する条文が追加された。

・第 66d 条

市場裁判所に関する新設条文である。

・第 67 条, 第 68 条, 第 69 条, 第 70 条

廃止された。

・第 70a 条

「理事会規則 (EEC) No. 1768/92」が、「欧州議会及び理事会規則 (EC) No. 469/2009」に変更さ

れた。

・ **第 70b 条**

「補充的保護証明書の存続期間の延長を求める申請」が追加された。

・ **第 70c 条**

「第 1 段落の規定は、医薬品についての補充的保護証明書の存続期間についての延長申請及び申請に基づいて延長された、延長された補充的保護証明書に関して適用する。」が追加された。

・ **第 70e 条**

「補充的保護証明書の期間延長を求める申請」が追加された。

・ **第 70h 条**

「出願人又は特許所有者が」が「特許権者」に変更された。

「所定期間内に」が、「欧州特許庁が欧州特許の付与についての言及を公告した日から 3 月以内に」と明確化された。

欧州特許の言語が明確化された。

・ **第 70p 条**

フィンランド語又はスウェーデン語以外で作成された欧州特許に関する条文が追加された。

・ **第 72 条**

市場裁判所 (Market Court) に関する条文が追加された。

・ **第 74 条**

「特許当局は技術的規則であって、特許出願、異議申立、特許についての特許当局の手続による減縮、特許の終結及びその処理並びに類似の他の技術的事項に関するものを作成することができる。」が追加された。

・ **経過規定**

法律 743/2011 に関する経過規定が追加された。